

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	愛媛銀行		コード	8541
提出日	2022/6/13	異動(予定)日	2022/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	一色 昭造	社外取締役	○													○	○			有
2	真鍋 正臣	社外取締役	○														○			有
3	渡部 卓記	社外取締役	○														○			有
4	近藤 千登世	社外取締役	○													○				有
5	神野 一仁	社外取締役	○														○	新任		有
6	小網 強史	社外監査役	○														○			有
7	平岡 公明	社外監査役	○														○			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当該役員が代表取締役会長を務めておりました石崎汽船(株)と当行の間には資金の貸付および預金取引等の営業取引があり、また、現在代表取締役を務めておられます松山観光港ターミナル(株)と当行の間には預金取引等の営業取引があるため、両社は当行の取引先に該当します。しかし、その取引の内容から同役員の独立性に影響を与えるおそれがないと考えられるため、概要の記載を省略しております。なお、当行の取締役である本田氏は、石崎汽船(株)の社外取締役および松山観光港ターミナル(株)の監査役として就任しておりますが、右記のとおり、独立性に影響を与えるものではありません。	当該役員は、取引所の示した独立性基準を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
2		当該役員は、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがあるとして取引所の示した基準に該当しないことから、独立役員に指定しております。
3		当該役員は、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがあるとして取引所の示した基準に該当しないことから、独立役員に指定しております。
4	当該役員が代表取締役社長を務めておられます近藤物産(株)と当行の間には資金の貸付および預金取引等の営業取引があり、当行の取引先に該当しますが、その取引の内容から同役員の独立性に影響を与えるおそれがないと考えられるため、概要の記載を省略しております。	当該役員は、取引所の示した独立性基準を満たしており、その他、一般株主との間で利益相反を生じるおそれのある特別な関係もないと判断し、独立役員に指定しております。
5		当該役員は、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがあるとして取引所の示した基準に該当しないことから、独立役員に指定しております。
6		当該役員は、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがあるとして取引所の示した基準に該当しないことから、独立役員に指定しております。
7		当該役員は、当行およびグループ会社等との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反のおそれがあるとして取引所の示した基準に該当しないことから、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

営業取引において一般の取引条件と同様なものにつきましては、独立性に影響を与えるおそれがないと考えられることから、概要の記載を省略しております。
---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。